

おきなわアジェンダ 21 県民会議の感謝状等授与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、おきなわアジェンダ 21 県民会議（以下「県民会議」と称する。）の事業推進に協力顕著な者に対する感謝状等の授与に関して必要な事項を定め、貢献者に対しその労に報いることにより、県民会議事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(授与の対象)

第2条 授与の対象の範囲は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 県民会議に多額の金品等を寄付した個人または団体
- (2) 県民会議の活動において、著しく尽力した個人または団体

(授与の方法)

第3条 感謝状等の授与は、会長名で行う。

(授与の時期)

第4条 授与は、原則として総会または県民環境フェアにおいて行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、会長が別に定める日に行うことができる。

(受賞者の推薦)

第5条 県民会議の事務局及び運営委員並びに会員は、感謝状等の授与にふさわしいと認める者について、運営委員会に推薦することができる。

(受賞者の決定)

第6条 運営委員会は、推薦のあった者について授与の適否を審議・決定する。

附 則

この規程は、2008年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、2012年6月13日から施行する。